

サービスを終了した弊社発行のプリペイドカード、回数駐車券の払戻しについてのお知らせ

サービスを終了しました、当社発行の前払式支払手段について、資金決済に関する法律第20条第1項に基づき、下記のとおり未使用残高の払戻しを行うこととなりましたので、予めお知らせいたします。申出期間内に申出をお願いいたします。

記

1. 払戻しを行う前払式支払手段発行者の商号（または名称）
八重洲地下街株式会社

2. 払戻しの対象となる前払式支払手段の種類

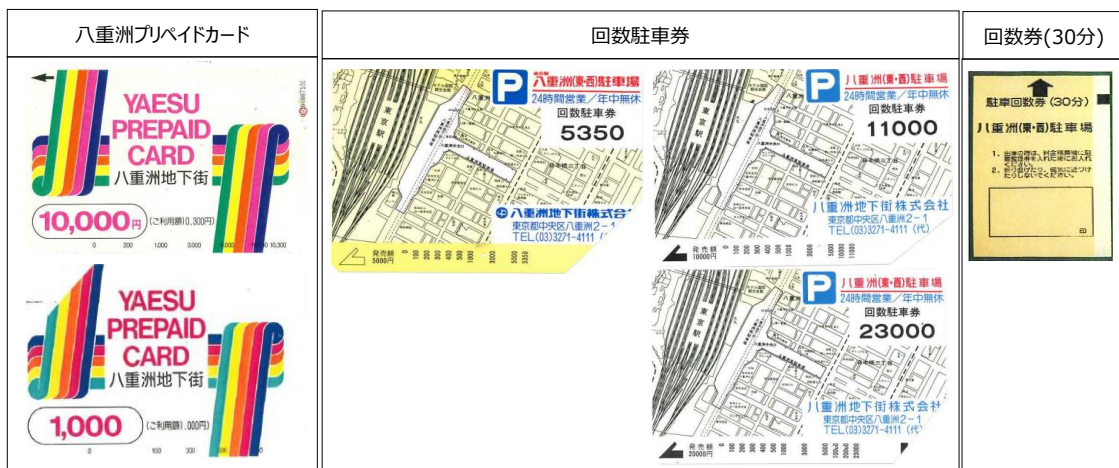
- ・八重洲プリペイドカード（平成6年サービス終了）

※対象は、平成6年以前に発行した、発行価格1,000円、3,000円、5,000円、6,000円、10,000円、30,000円のプリペイドカードのみです。

- ・回数駐車券（平成19年サービス終了）

※対象は、平成19年以前に発行した、支払可能額5,350円、11,000円、23,000円、回数券(30分)17,050円の回数駐車券のみです。

■カード例 ※対象となるプリペイドカード、回数駐車券の一例です。下記画像以外の金額のものもありますので、上記をご参照ください。



3. 払戻しの申出期間

令和7年7月1日（火曜日）10時00分から令和7年9月30日（火曜日）17時00分まで

※当該申出期間内に申出をしなかった前払式支払手段の保有者は、当該払戻しの手続きから除斥されますので、ご注意ください。

○申出の方法

事前に下記窓口へお電話にて、「ご氏名」「ご住所」「お電話番号」をお申し出のうえ、窓口まで現物を持参いただくか、郵送ください。※ご郵送の場合、9月30日消印までが有効となります。

○払戻しの方法

お申し出後、現物の残高を確認し、順次、現金書留にて払戻しいたします。

現物を郵送いただいた場合は、郵送料は当社が負担いたします。

○払戻しに関する問い合わせ窓口

〒104-0028

東京都中央区八重洲2-1-1 YANMAR TOKYO 4F

八重洲地下街株式会社 企画管理部 佐藤

電話：03-3278-1441

受付時間：平日10:00～17:00、土・日・祝日は除く

eメール：s-sato@yaesu-chikagai.co.jp

https://www.yaechika.com/

八重洲地下街株式会社
令和7年6月18日